

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第19条第1項
処 分 の 概 要 :	過労運転車両に係る自動車運転代行業者に対する指示
原権者(委任先) :	東京都公安委員会
法 令 の 定 め :	○ 道路交通法 第66条の2第1項
処 分 基 準 :	「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として、その車両について過労運転が行われたものと認められるような場合であり、具体的には ・ 車両の使用者が、運転者に車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合 ・ 同一の車両について使用者の業務に関して過労運転が繰り返された場合 ・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について使用者の業務に関して過労運転が繰り返された場合 などである。
問 合 せ 先 :	交通部交通執行課交通執行第2係(電話03-3581-4321 内線51145)
備 考 :	